

★ News 『通勤手当』の所得税非課税限度額・引上げ

今年4月1日に遡及適用

令和7年度税制改正により、今年の年末調整は、改正後の基礎控除等に基づいて行うなど多くの留意点がありますが(→ニュース11月号)、11月19日、自動車等で通勤している人に係る通勤手当の所得税の非課税限度額の改正が公布、11月20日施行され、今年4月1日以後に支払われた通勤手当について、遡って適用されることになりました。

遡及適用により、改正前では非課税限度額を超えるため超える部分の源泉徴収が行われていた場合で、改正後の非課税限度額を適用すると非課税限度内となり過納となる税額がある場合は、今年の年末調整で精算することになります。なお、政府によれば来年度に再度引上げが行なわれる見込みで、給与規程の見直しを含め今後の改正に留意してください。

※ 国税庁Q&Aから (→ 国税庁ホームページ)

Q. 令和7年4月に遡って、改正後の非課税限度額との差額を通勤手当として追加支給した場合の手続きは?

A. 既に支給していた通勤手当との合計額が非課税限度額内であれば、その全額が非課税となるため、年末調整での精算などの手続きは不要です。

自動車や自転車等で通勤している人の通勤手当の、1か月当たりの非課税限度額

通勤距離(片道)	改正前	改正後
2km未満	全額課税	全額課税
2km以上 10km未満	4,200円	4,200円
10km以上 15km未満	7,100円	7,300円
15km以上 25km未満	12,900円	13,500円
25km以上 35km未満	18,700円	19,700円
35km以上 45km未満	24,400円	25,900円
45km以上 55km未満	28,000円	32,300円
55km以上	31,600円	38,700円

★ News 令和8年1月からの源泉徴収事務の留意点

令和7年度税制改正により、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務の変更点に注意が必要です。

■『令和8年分 扶養控除等(異動)申告書』の様式・記載事項の変更

- ↓
- 令和7年分記入欄「控除対象扶養親族」 → 「源泉控除対象親族」に変更
 - 記入欄「特定扶養親族」の下部に「特定親族」欄が追加

「源泉控除対象親族」が、19歳以上23歳未満の場合、その親族の合計所得見積額が

58万円以下(給与収入123万円以下)であれば → 「特定扶養親族」に

58万円超100万円以下(給与収入123万円超165万円以下)であれば → 「特定親族」に

■『令和8年分 源泉徴収税額表』が改正

- 『源泉徴収税額表』が改正され、扶養親族等の数の算定方法や税額が、令和7年分と異なります。

令和8年分以後は、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族の数を算定することになります。令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分扶養控除等(異動)申告書」に基づき、新しい令和8年分税額表によって、源泉徴収を行ってください。

【納期限・提出期限のスケジュール】

- 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 → 令和8年1月13日(火)
- 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限(納期の特例) → 令和8年1月20日(火)
- 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限 → 令和8年2月2日(月)

☆ 下記のとおり、

当事務所の年末・年始休業とさせて頂きます。



12月28日(日)～1月4日(日)

よろしくお願い申し上げます。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

